

【 令和3年度以降に実践研修を受講された方（令和元年度にサビ管等研修カリキュラムが
変わって以降に資格を取得された方） 】



実践研修修了年度を基準として1回目以降の更新研修の受講対象期間を確認します。今後の研修お申込みの際にも必要になりますので、お手元に修了証書をご用意の上、ご覧ください。

(参考資料)更新研修受講対象期間早見表：
令和7年度版

表を見るポイント

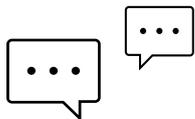
- ① 実践研修を何年度に修了しているか
- ② 受講対象期間に更新研修を受講出来ているか
- ③ 年度は4月1日～翌年3月31日になることを注意

実践研修 修了年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
1回目の更新研修 受講対象期間 期間内に 1回受講	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
2回目の更新研修 受講対象期間 期間内に 1回受講	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23
	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24
3回目の更新研修 受講対象期間 期間内に 1回受講	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26
	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27
	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28
	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29
4回目の更新研修 受講対象期間 期間内に 1回受講	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31
	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32
	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33
	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33	R34
	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33	R34	R35



表の最上部にあります、ご自身の **実践研修の修了年度** をご確認下さい。
実践研修修了年度を起点として、5年毎に**更新研修の受講対象期間**が設けられております。
 ご自身の実践研修の修了年度と、直近で受講された更新研修の修了年度をご確認いただき、お申込みください。

【 令和3年度以降に実践研修を受講された方（令和元年度にサビ管等研修カリキュラムが
変わって以降に資格を取得された方） 】



よくあるご質問

Q. 直近に受講した更新研修の修了年度を基準として、5年以内に受講すればよいということではないのですか？

A. 資格の有効期間を数える起算点は、**実践研修の修了年度**となります。

例として、下記の図のように **R4年度に実践研修**を受講された方が**1回目**の更新研修の受講を (A) R7年度にされても、(B) R9年度にされても、**2回目**の更新研修受講対象となる期間は、**どちらも等しくR10年度～R14年度の5年**となります。5年の猶予内で早めに受講をすることで、残りの年数分損をするということはありませんので、余裕をもってご受講ください。

(A) の方

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
実践				更新											
修了				1回目			(2回目の更新研修受講対象期間)								

実践研修の修了年度が同じであるならば、発行される修了証書の有効期間（次回の更新研修受講対象期間）はA、Bどちらも同じ

(B) の方

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
実践						更新									
修了						1回目	(2回目の更新研修受講対象期間)								

Q. 更新研修の受講対象期間を過ぎてしまいました。どうしたらいいのでしょうか？

A. 申し訳ございませんが、更新研修はご受講いただけないため、再度 **実践研修をご受講**していただきますようお願いいたします。

上記の説明の通り、今後の更新研修お申込みの際にも **それまでに受講された実践研修もしくは更新研修の修了証書が必要**となります。原則として修了証書の再発行は行っておりませんので、大切に保管していただくようお願い致します。